

ご説明資料

平成21年6月15日





目次

第1部 中小企業を取り巻く環境と商工中金の使命・役割

- 中小企業を巡る金融・経済環境 2
- 商工中金の使命・役割発揮 3
- 危機対応業務の概要 4
- 危機対応業務の取組状況 6
- 21年度補正予算による危機対応業務の融資枠の拡充 7
- 商工中金法の一部改正法について 8
- 【参考】商工中金法の一部改正法 11
- 【参考】商工中金法の一部改正法に対する附帯決議 12

第2部 平成21年3月期の業績

- 平成21年3月期の業績概要 13
- コア業務粗利益 14
- 資金運用勘定残高等の推移 15
- 総資金利鞘等の推移 16
- 非資金取引業務の取組強化 17
- 経費 18
- 不良債権の推移 19
- 自己査定状況・与信費用の推移 20
- 有価証券運用の状況 21
- 自己資本 22
- 資金調達状況及び債券発行実績 23
- 外部格付けの取得状況 24
- 平成21年度の業務展開 25

中小企業を巡る金融・経済環境

○中小企業の景況は、悪化の急激さは緩和するも、なお極めて厳しい状況。
(1月の過去最低値からは上昇しているが、なお平成10年の金融危機時の最低値を下回る)

○中小企業の景況判断指数

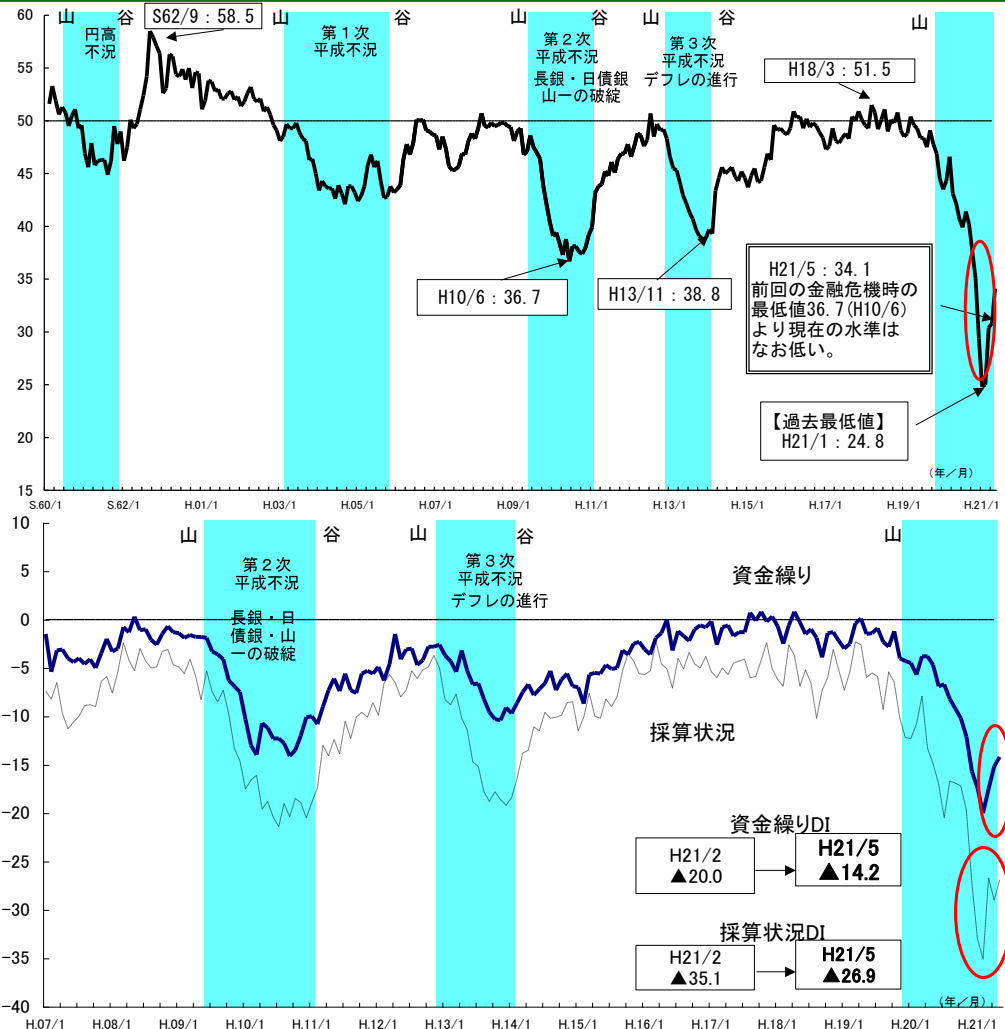
・景況判断指数 = { (「好転」企業数 × 1 + 「不変」企業数 × 0.5) ÷ 調査対象企業数 } × 100。
指数が50を上回っていれば調査対象企業群の景況判断が前月より「好転」したことを表し、50を下回っていれば景況判断が前月より「悪化」したことを表す。

○中小企業の資金繰り、採算状況

・採算状況、資金繰り = 「好転」 - 「悪化」の企業割合

・平成12年5月まで800社調査ベース、平成12年6月以降1,000社調査ベースにて作成。

(出所) 商工中金『中小企業月次景況観測』



商工中金の使命・役割発揮

- 現下の中小企業を取り巻く極めて厳しい環境を受けて、21年度は前期に引続き「セーフティネット機能の発揮」に万全を尽くす。
- 「経済危機対策」（21年4月10日）において、現下の経済金融情勢に鑑み、中小企業等の資金繰りを強力に支援するため、商工中金の危機対応業務の事業規模の拡大と、危機対応業務の円滑な遂行のための財務基盤強化が行われることとなった。その実施のための21年度補正予算案が5月29日に可決・成立。

【セーフティネット機能の発揮】

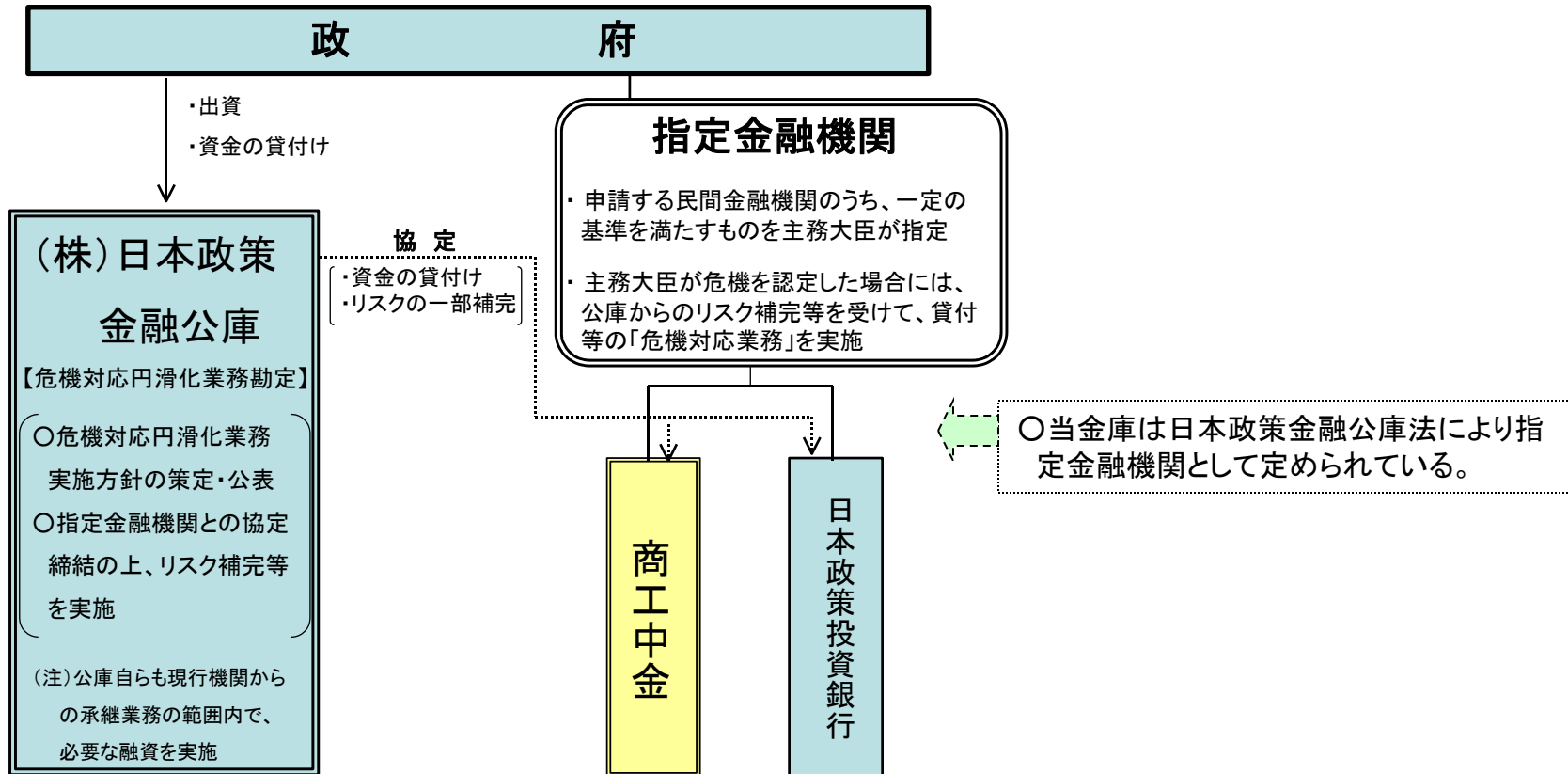
- 中小企業からの相談に対して、懇切・丁寧・迅速な対応を一層徹底。
- これまでの経験と総合金融機能を発揮するとともに、危機対応業務、緊急保証制度及び独自の貸付制度を存分に活用し、セーフティネット機能の発揮に全力を挙げて取り組む。

○ 商工中金の機能発揮のために盛り込まれた施策

- ① 危機対応業務の融資枠の拡充 (P7)
- ② 商工中金の財務基盤の強化のため「危機対応準備金」の創設 (P8)
- ③ 政府保有株式の処分等について (P10)

危機対応業務の概要 ①

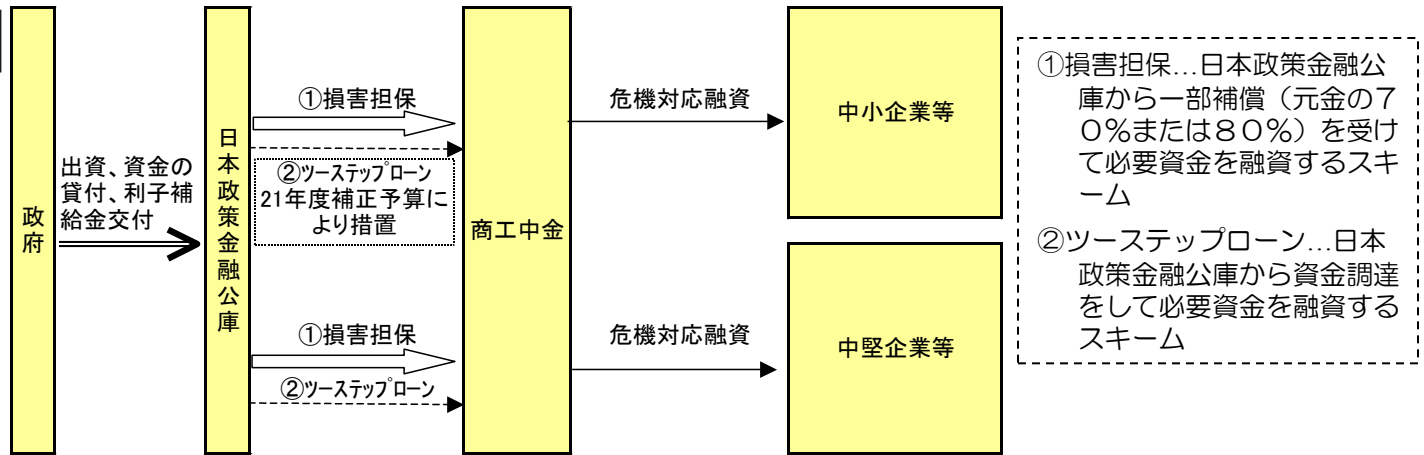
- 危機対応業務は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等の危機時に日本政策金融公庫の信用供与等を受けて、指定金融機関（商工中金、日本政策投資銀行）が取引先の災害復旧等に必要な資金を供給するもので20年10月1日からその取扱いを開始。



危機対応業務の概要 ②

○ 中小企業に対する危機対応業務を担う唯一法定された指定金融機関としての機能を十分に発揮する。

○危機対応業務の概要



○危機対応融資制度

対象	制度	条件等	対象となる特別相談窓口	用途・期間等(期間の特例)	貸付限度
中小企業等	損害担保	補償割合:80%	災害関連	設備:10年以内 運転:10年以内	災害復旧資金 1.5億円
			建築関連、ガソリン軽油販売関連、事故米転用問題	設備:15年以内 運転:5年以内(8年以内)	経営環境変化対応資金 7.2億円
			生活対策	設備:15年以内 運転:5年以内(8年以内)	経営環境変化対応資金 7.2億円
			国際金融不安関連	設備:15年以内 運転:5年以内(8年以内)	金融環境変化対応資金 3億円
中堅企業等	ツーステップローン	調達期間:7年又は3年	国際金融不安関連	設備:15年以内 運転:10年以内	限度なし
	損害担保	補償割合:70%	国際金融不安関連	設備:15年以内 運転:10年以内	累計20億円

21年度補正予算において、「ツーステップローン」の適用が措置。

(備考)貸付限度のうち金額の表示があるものは日本政策金融公庫及び指定金融機関と合算の貸付限度額。

危機対応業務の取組状況

○危機対応融資の取組実績

(21年5月迄実績)

(金額単位：億円)

	件数	金額
中小企業等向け損害担保付貸出	9,743	5,461
中堅企業等向けツーステップローン	445	1,358
合 計	10,188	6,819

○危機対応融資の主な事例

① 損害担保付貸出

【貸出先】大手自動車メーカーを主要取引先とする自動車部品製造業者

【特徴】当面、減産を余儀なくされるものの、受注量に応じた収支シュミレーションを数パターン検討した上で、償還見通しに不安ないと判断。損害担保付貸出採上げとともに、調達安定化に向け当金庫主幹事によるシ・ローンを組成。

② 損害担保付貸出

【貸出先】部品製造組合の組合員

【特徴】部品製造組合に対して、危機対応業務に関する説明会を実施。組合ネットワークを介した情報発信によって、多くの新規申出につながったところ。当金庫においては将来の事業見通しを的確に確認しつつ、機能を発揮。

③ ツーステップローン

【貸出先】電気機器メーカー（中堅企業・新規取引先）

【特徴】手元流動性確保を目的とした銀行取引拡充ニーズに対応。当社を主力販売先とする当金庫の取引先（下請け組合）は多く、同社への資金支援を通じて、取引先の経営体質強化に寄与。

21年度補正予算による危機対応業務の融資枠の拡充

○ 21年度補正予算において、中小企業等の資金繰りを支援するため、商工中金の危機対応業務の融資枠が3兆円追加され、4.2兆円となった。

危機対応融資の拡充

(単位:兆円)

	現行枠	21年度補正予算 (追加分)	合計
融資枠	1.2	3.0	4.2
中小企業等向け (うち損害担保付貸出)	0.9 (0.9)	2.4 (1.7)	3.3 (2.6)
中堅企業等向け (うち損害担保付貸出)	0.3 (0.3)	0.6 (0.3)	0.9 (0.6)
資金調達額	1.2	3.0	4.2
日本政策金融公庫(財政投融資資金等)	0.3	3.0	3.3
自己資金等	0.9		0.9

- 危機対応業務の融資枠は1.2兆円から4.2兆円に拡充
(中小企業等向け3.3兆円、中堅企業等向け0.9兆円)
- 追加分は損害担保付貸出2兆円、ツーステップローンによる資金調達3兆円が盛り込まれている。

第1部 中小企業を取り巻く環境と商工中金の使命・役割

商工中金法の一部改正法について (政府による危機対応準備金への出資①)

- 商工中金の財務基盤強化を図るため、商工中金法の一部改正法において危機対応準備金が創設されるとともに、21年度補正予算に危機対応準備金への1,500億円の出資が計上された。

「危機対応準備金」の創設

- 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財務基盤の確保に資する「危機対応準備金」を創設（政府の出資を受けたうえで、出資額の全額を資本である「危機対応準備金」に計上するもの）。
- 政府は、23年度末までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、出資することができる。
- 平成21年度補正予算に1,500億円を計上。

「危機対応準備金」の性格 ～自己資本比率の計算上、中核的資本（Tier I）に算入～

- ①法定準備金と同等のものとして、自己資本を構成する。②取崩しのうえ欠損てん補が可能。③危機対応準備金の国庫納付を行うのは危機対応業務の実施に必要な財務基盤が確保されたらと商工中金が認める場合に限定。

「商工中金法の一部改正法」

○商工中金法附則（危機対応準備金）

- 第一条の二 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。
- 2 政府は、平成二十三年度末までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、株式会社商工組合中央金庫に出資することができる。
 - 3 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。（略）



商工中金法の一部改正法について (政府による危機対応準備金への出資②)

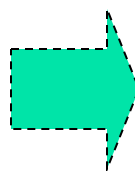
21年3月31日の自己資本

資本金(政府) 1,016億円

資本金(民間) 1,170億円

特別準備金 4,008億円

剰余金 661億円*



危機対応準備金計上後の自己資本

資本金(政府) 1,016億円

資本金(民間) 1,170億円

危機対応準備金 1,500億円

特別準備金 4,008億円

剰余金 661億円*

* 21年3月31日時点の剰余金

第1部 中小企業を取り巻く環境と商工中金の使命・役割

商工中金法の一部改正法について (政府保有株式の処分等)

以下の事項が商工中金法の一部改正法に盛り込まれている。

① 政府保有株式を全て処分する期限の見直し

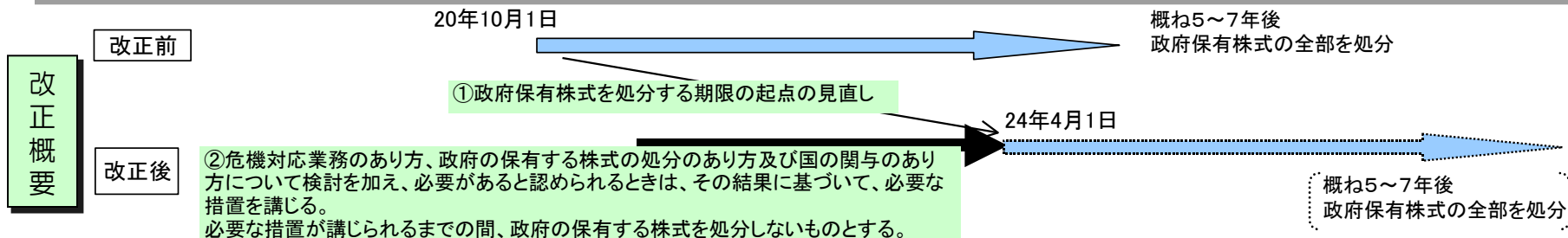
●政府保有株式を全て処分する期限について、市場の動向を踏まえつつ、「平成24年4月1日」から起算して概ね5～7年後を目途とする。

(参考：改正前商工中金法)市場の動向を踏まえつつ、法施行後概ね5～7年後を目途として、政府保有株式の全部を処分する。 →改正前は平成20年10月1日が起算点

② 平成23年度末を目途として、政府の保有する株式の処分のあり方等について検討

●平成23年度末を目途として、出資状況、危機対応業務の実施状況、財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、危機対応業務のあり方、政府の保有する株式の処分のあり方及び国の関与のあり方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講じる。

必要な措置が講じられるまでの間、政府の保有する株式を処分しないものとする。



改正概要

改正前

改正後

【参考】商工中金法の一部改正法

「商工中金法の一部改正法」

○商工中金法附則

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

2 (略)

○商工中金法の一部改正法における附則

(検討等)

第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及び第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する商工組合中央金庫の株式を処分しないものとする。

【参考】商工中金法の一部改正法に対する附帯決議

平成21年6月3日 衆議院経済産業委員会

経済情勢の急速な悪化に伴う中小企業者や中堅事業者等（以下、「中小企業者等」）の資金繰りの大幅な悪化に適切に対処するとともに、こうした中小企業者等において経営の安定化や活性化が確保されるよう、長期にわたって資金供給に万全を期することが喫緊の課題とされていることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 株式会社商工組合中央金庫による中小企業向け金融機能の役割が、今後とも、中小企業の資金ニーズに的確かつ十分に応えられるものとなるよう、財政基盤の強化や法的枠組みの整備など、万全の措置を講ずること。
- 二 本法附則第三条の「検討」に当たっては、株式会社商工組合中央金庫に対する政府出資が中小企業者等に対する適切な資金供給につながっているかどうかを定期的に検証し、その結果を踏まえつつ、国が中小企業金融に引き続き責任を果たすべきとの観点から、その財政基盤のさらなる強化や国の中小企業政策との連携の確保などについて結論を得ること。

併せて、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条の株式会社商工組合中央金庫の位置付けについて、見直しの検討対象とすること。 略

平成21年6月11日 参議院経済産業委員会

中小企業者や中堅事業者等（以下、「中小企業者等」という。）の大幅に悪化している資金繰りを改善し、経営の安定化や活性化を図るとともに、中小企業者等に対する資金供給を長期にわたって確保することが喫緊の課題であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の危機対応準備金が創設された趣旨にかんがみ、不況時の中小企業の資金需要に的確かつ十分に対応するため、危機対応業務の一層円滑な実施が図られるよう、財源の確保や借り手の立場に立った対応の徹底など万全の措置を講ずること。
- 二 本法施行後の検討に当たっては、商工中金に対する政府出資が中小企業向け資金供給に十分つながっているかどうかを定期的に検証するとともに、国が中小企業金融の円滑化に責任を果たすべきとの観点から、国の中小企業政策との連携の確保及び商工中金の財政基盤の更なる強化等について結論を得ること。

また、政府系金融機関の在り方について規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第六条における商工中金の位置づけについて、見直しの検討対象とすること。 略

第2部 平成21年3月期の業績

平成21年3月期の業績概要

【参考】12ヶ月比較 (単位: 億円)

	20/9期 (6ヶ月)	21/3期(6ヶ月)				20/4~21/3 12ヶ月	20/3期
		実績	前期比	見通し*	見通し対比		
業務粗利益	618	701	83	710	△ 9	1,319	1,409
コア業務粗利益	674	659	△ 15	-	-	1,334	1,426
経費	366	381	14	380	1	748	724
業務純益(一般貸引繰入前)	251	319	68	330	△ 11	571	685
一般貸倒引当金繰入額・戻入益(△)(a)	27	0	△ 26	-	-	27	△ 18
臨時損失	267	382	114	-	-	649	531
不良債権処理額(b)	263	394	131	310	84	658	533
経常利益	△ 43	△ 62	△ 19	50	△ 112	△ 106	172
特別損益	△ 1	3	4	-	-	1	△ 34
法人税、住民税及び事業税	7	1	△ 6	-	-	8	3
法人税等調整額	△ 81	△ 23	57	-	-	△ 104	△ 84
当期純利益	28	△ 37	△ 65	-	-	△ 8	218
民間出資配当率(年間)	3%	3%	-	-	-	-	3%
与信費用(a)+(b)	290	395	104	310	85	685	514
ROA(当期純利益ベース)	0.05%	△0.07%	-	-	-	△0.00%	0.20%
ROE(当期純利益ベース)	0.82%	△1.08%	-	-	-	△0.12%	3.27%
自己資本比率	8.94%	8.92%	△0.02%ポイント	-	-	8.92%	8.80%
Tier I 比率	7.75%	7.68%	△0.07%ポイント	-	-	7.68%	7.65%
不良債権比率	3.7%	2.4%	△1.3%ポイント	-	-	2.4%	3.6%

21/3期の業績のポイント

【業務粗利益】前期比+83億円：前期計上の外国債券売却損失67億円が解消したため。

【経費】前期比+14億円：預金保険料+12億円、株式会社化移行関連費用等の増加による。

【与信費用】前期比+104億円、見通し*対比+85億円、中小企業を巡る環境が想定を上回る悪化となったことによる。

(備考) *見通しは21年1月の会社説明会にて示した21/3期(6ヶ月間)の計画値。

・臨時損失は臨時収益控除後。コア業務粗利益は、業務粗利益から債券売却損益を控除。ROA、ROE：株式会社化に伴う法人税等調整額の影響を修正すると20/3期のROAは0.09%、ROEは1.61%、20/9期のROAは△0.07%、ROEは△1.22%。ROE：自己資本は20/9期より期初と期末の平均により算出。

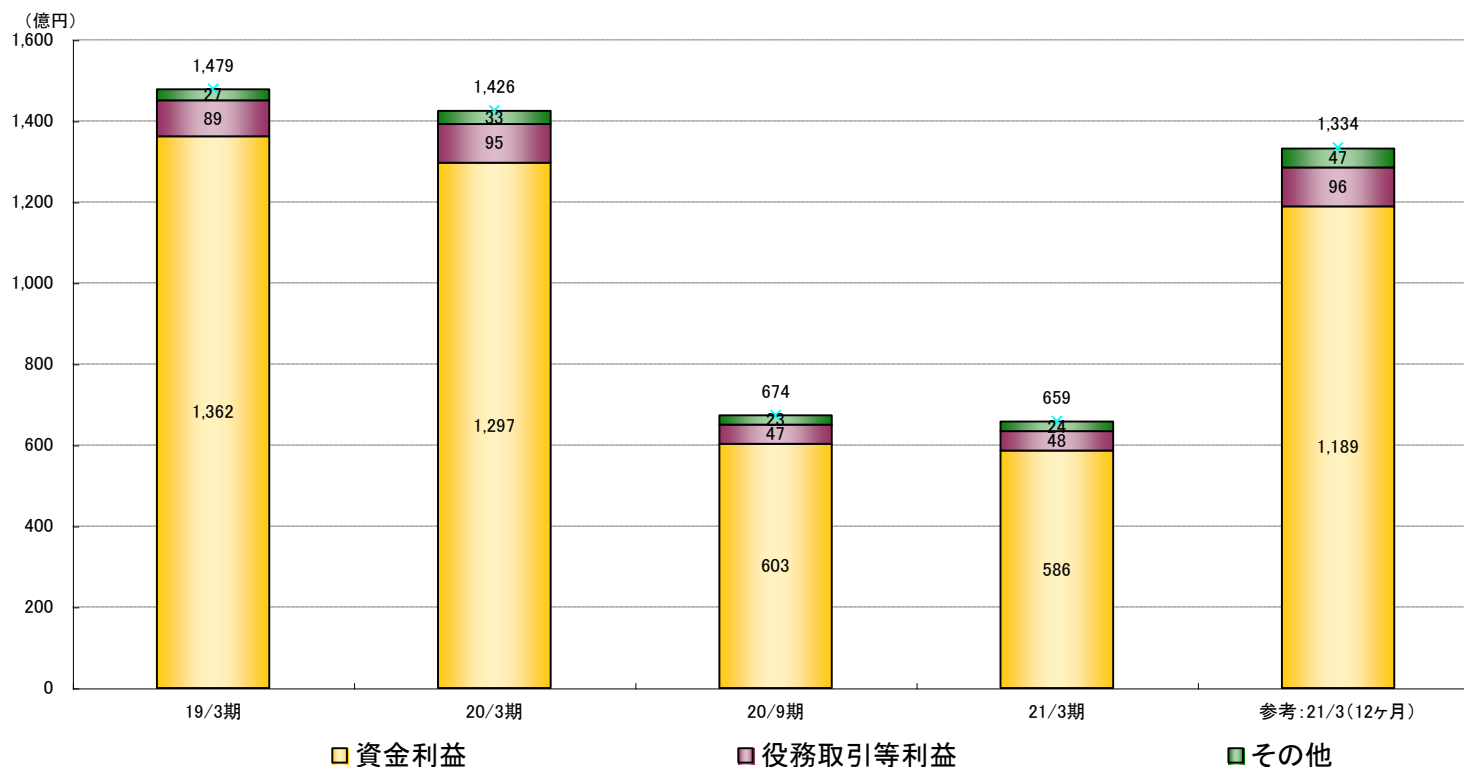
・不良債権比率：IV分類額控除後のリスク管理債権の貸出金に占める割合。

第2部 平成21年3月期の業績

コア業務粗利益

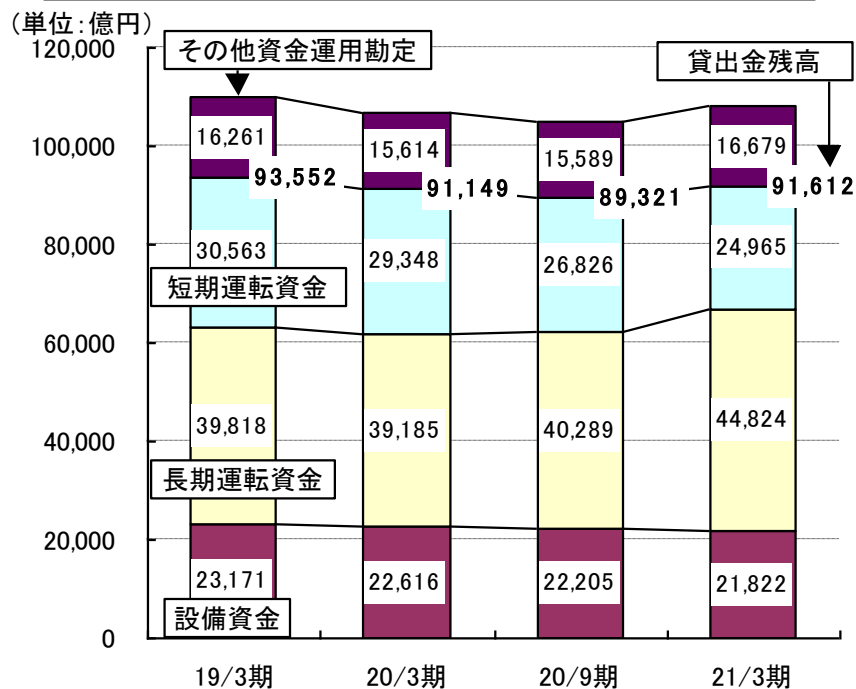
コア業務粗利益の推移

- ・ 21/3期の資金利益は貸出利鞘の低下により減少となった（但し、貸出残高のプラス転換による今後の改善が期待できる）。
- ・ 非資金利益*は、取引先の経営ニーズへの取組強化により増加。*非資金利益は、コア業務粗利益から資金利益を控除した金額。

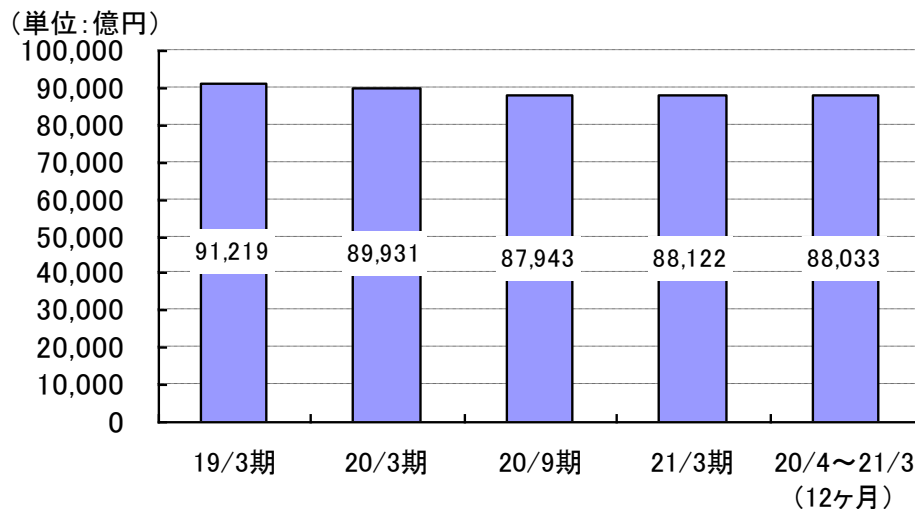


資金運用勘定残高等の推移

資金運用勘定残高の推移（末残）



貸出平均残高の推移



- ・ セーフティネット機能の発揮により、貸出残高は年度間で+462億円となった（平成11/3期以来10年振りにプラス転換）。
- ・ 特に、長期運転資金の貸出残高が増加。

総資金利鞘等の推移

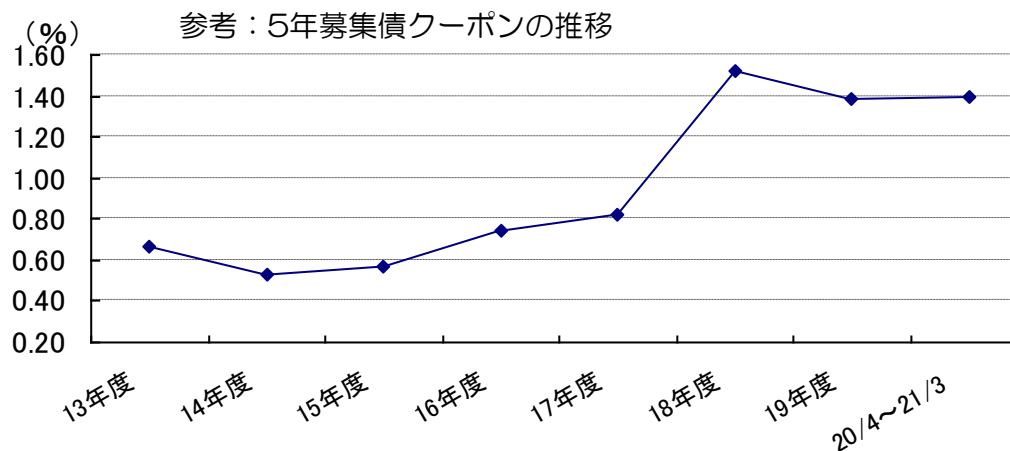
総資金利鞘等の推移

・21/3（12ヶ月）における貸出・預金等利回り差は20/3期比10bp縮小。

・預金債券等利回りの上昇は、市場金利の上昇により募集債クーポンが上昇したことが主要因。

	19/3期	20/3期	20/9期	21/3期	20/4～21/3(12ヶ月)
資金運用利回り①	1.52	1.73	1.77	1.78	1.77
貸出金利回り②	1.70	1.87	1.90	1.90	1.90
有価証券利回り③	0.57	0.82	0.93	0.98	0.95
資金調達原価④	1.04	1.31	1.46	1.52	1.49
預金債券等原価⑤	1.05	1.32	1.46	1.54	1.50
預金債券等利回り⑥	0.33	0.57	0.69	0.72	0.71
経費率⑦	0.71	0.74	0.76	0.81	0.79
総資金利鞘①－④	0.48	0.41	0.31	0.25	0.28
預貸金利鞘②－⑤	0.65	0.55	0.44	0.36	0.40
貸出・預金等利回り差②－⑥	1.37	1.29	1.21	1.17	1.19

(備考) 国内業務部門における実績

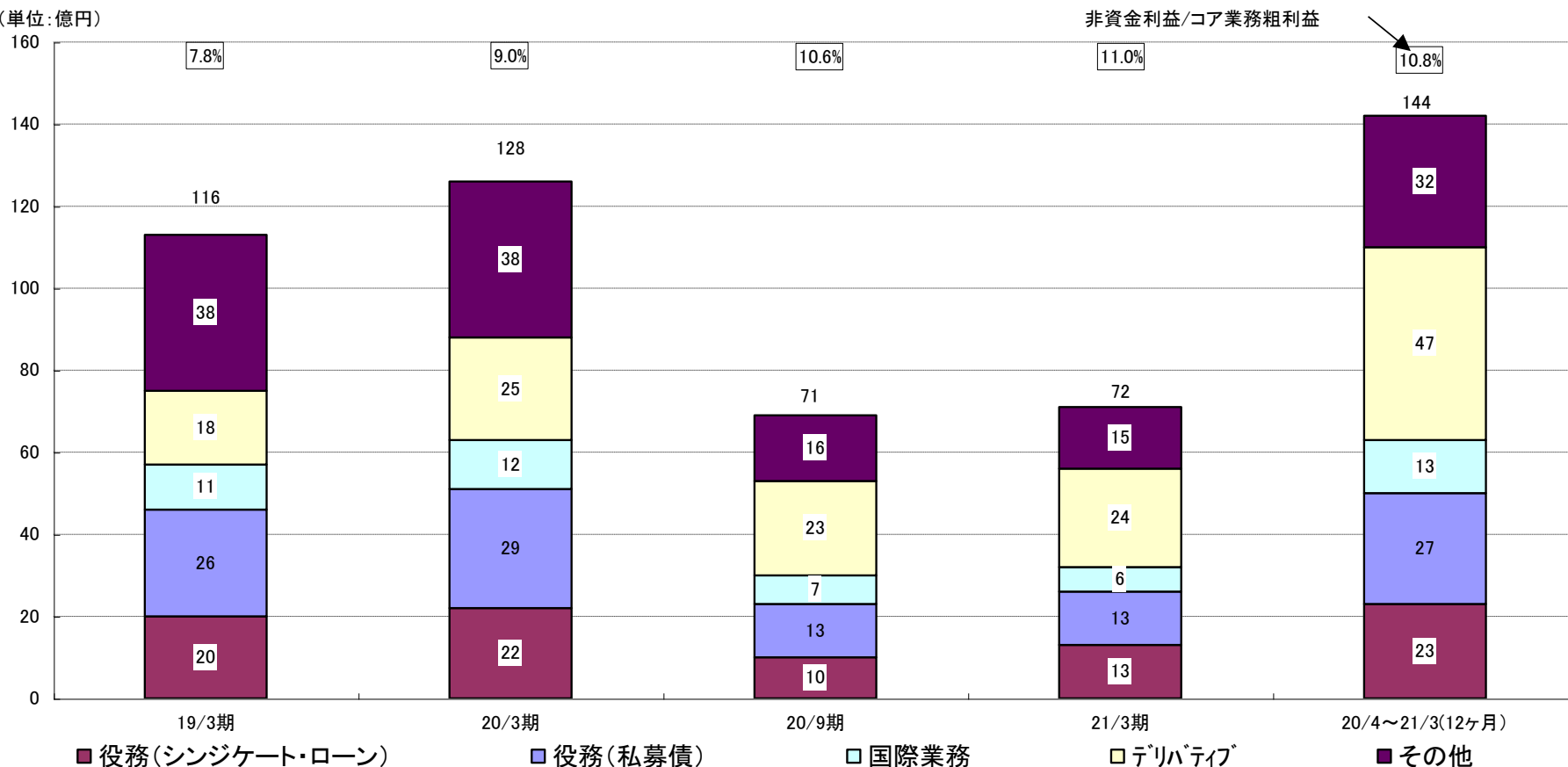


第2部 平成21年3月期の業績

非資金取引業務の取組強化

○ 非資金利益は取引先の経営ニーズへの取組強化によって着実に増加。

(単位:億円)

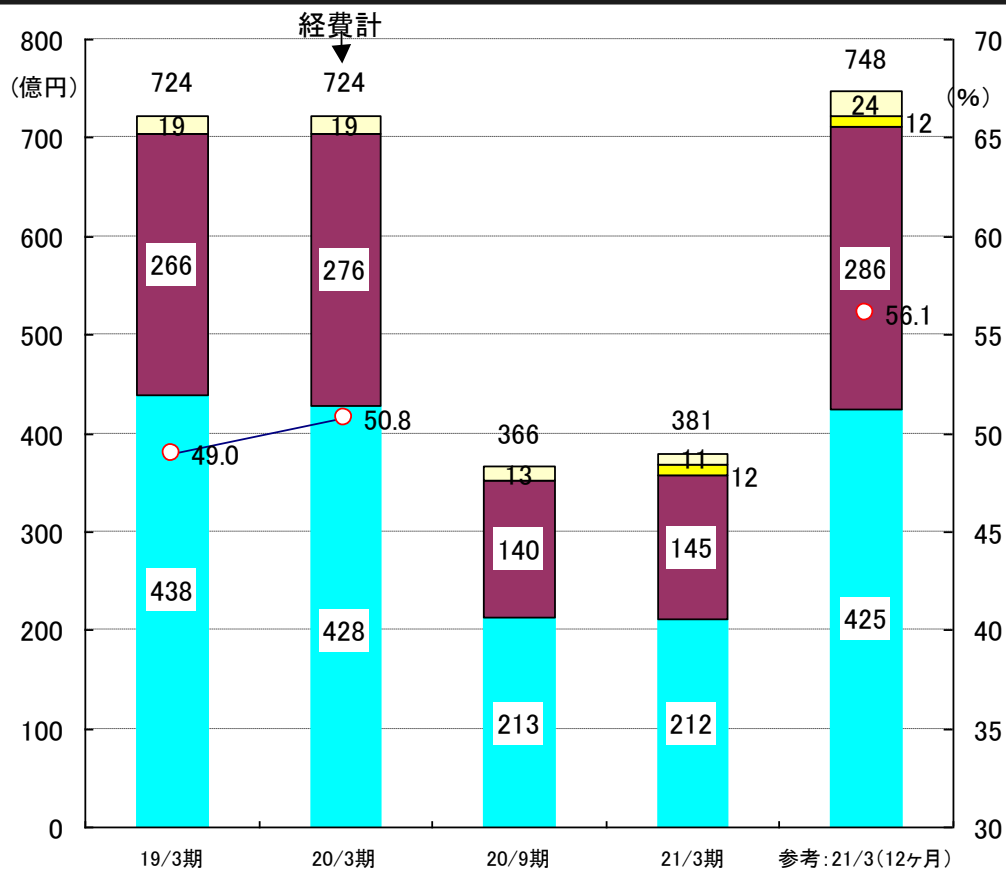


(備考)非資金利益はコア業務粗利益から資金利益を控除した金額。

第2部 平成21年3月期の業績

経費

○ 21年3月期は株式会社化に伴う移行関連費用が増加。

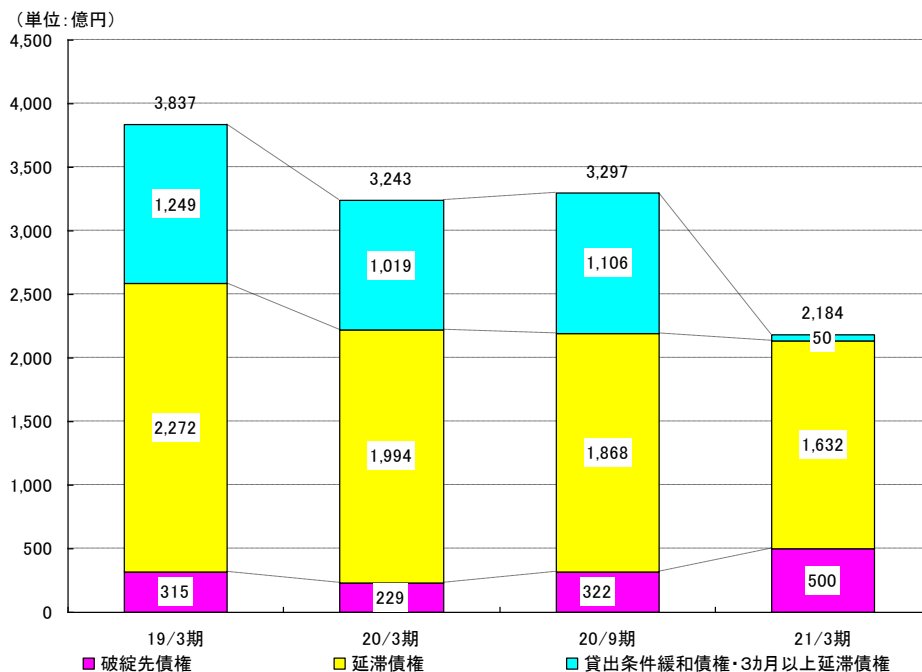


■ 人件費
 ■ 物件費
 ■ 預金保険料
 ■ 税金等
 ○ OHR(右目盛)
 (備考) OHR(右目盛) = 経費 / コア業務粗利益。

不良債権の推移

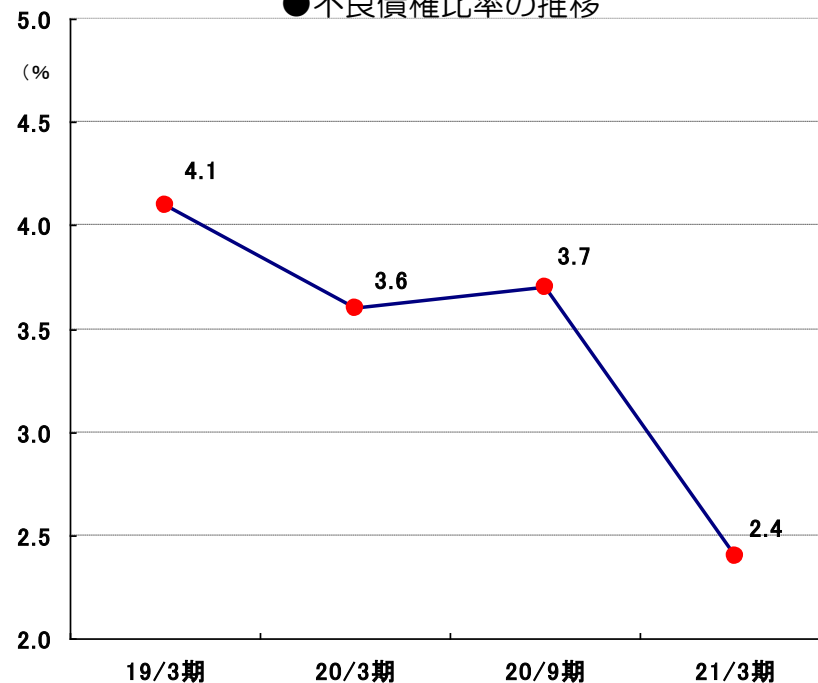
○再生支援の強化、延滞先への管理強化、及び金融検査マニュアル改正を踏まえた貸出条件緩和債権の見直し影響等からリスク管理債権は前期比減少。

● リスク管理債権の推移



(備考) リスク管理債権はIV分類額控除後の金額

● 不良債権比率の推移



(備考) IV分類額控除後のリスク管理債権の貸出金に占める割合

自己査定状況・与信費用の推移

- 中小企業における業況が悪化し、要注意先の残高が増加。
- 与信費用は前期比104億円増加。大幅に拡充された危機対応業務を主体に、セーフティネット機能を的確に発揮するとともに、再生支援への取組強化など取引先の経営課題への解決支援を通じて早め早めの経営改善を促していく。

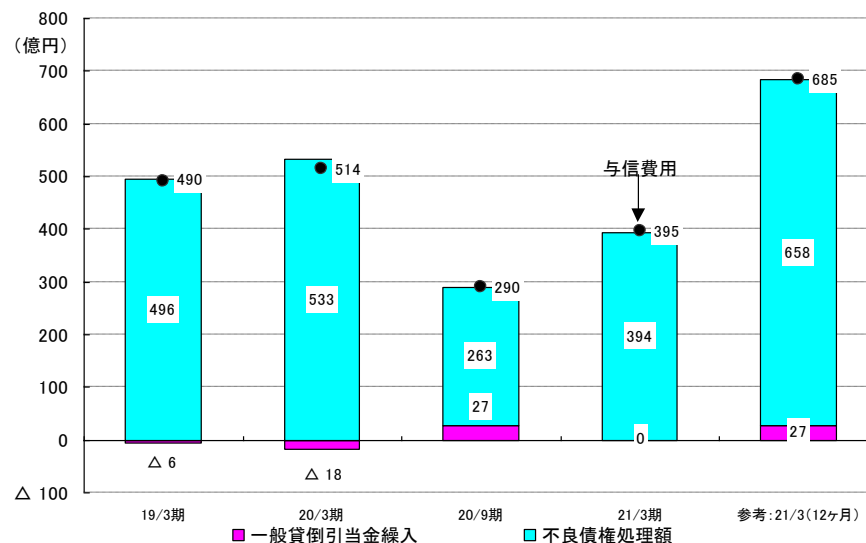
●自己査定の取引先区別残高

(単位：億円)

	20年9月期		21年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
破綻先	1,056	1.1%	1,408	1.5%
実質破綻先	652	0.7%	534	0.5%
破綻懸念先	1,667	1.8%	1,444	1.5%
要注意先	24,162	26.0%	27,834	29.3%
要管理先	1,458	1.6%	74	0.1%
その他要注意先	22,703	24.4%	27,759	29.2%
正常先	65,375	70.4%	63,872	67.2%
合計	92,915	100.0%	95,095	100.0%

※自己査定対象債権は、貸出金のほか、外為、支払承諾見返や未収利息、私募債、仮払金など貸出金に準ずる債権を含む。

●与信費用の推移



有価証券運用の状況

有価証券運用の状況

● 有価証券種類別残高

(単位：億円)

種類	20/9期		21/3期		残高増減
	残高	割合	残高	割合	
国債	9,206	62%	9,547	61%	340
地方債	540	4%	750	5%	210
政府保証債	1,330	9%	1,812	11%	481
(取引先発行)私募債	2,637	18%	2,517	16%	△ 119
その他社債	320	2%	428	3%	107
株式	225	2%	250	2%	24
その他の証券	474	3%	302	2%	△ 171
うち外国債券	460	3%	290	2%	△ 170
合計	14,735	100%	15,609	100%	874

● 評価差額

(単位：億円)

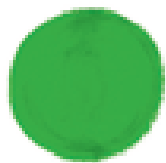
	19/3期	20/3期	20/9期	21/3期
満期保有目的	△ 6	15	4	14
うち外国債券	△ 1	△ 0	△ 0	-
その他の有価証券	73	40	△ 25	△ 63
うち外国債券	1	△ 36	△ 54	△ 69
うち株式	106	37	25	△ 10

● アウトライヤー比率

	20/3期	21/3期
99%1%法	5.7%	8.4%

- 国内債券を中心とした有価証券運用を実施（変動利付国債の保有はない）。
- 外国債券については投資を控えて圧縮を図ってきたところ。
- 米国サブプライムローン関連貸付・証券、証券化商品の保有はない。

第2部 平成21年3月期の業績



自己資本

自己資本等の推移

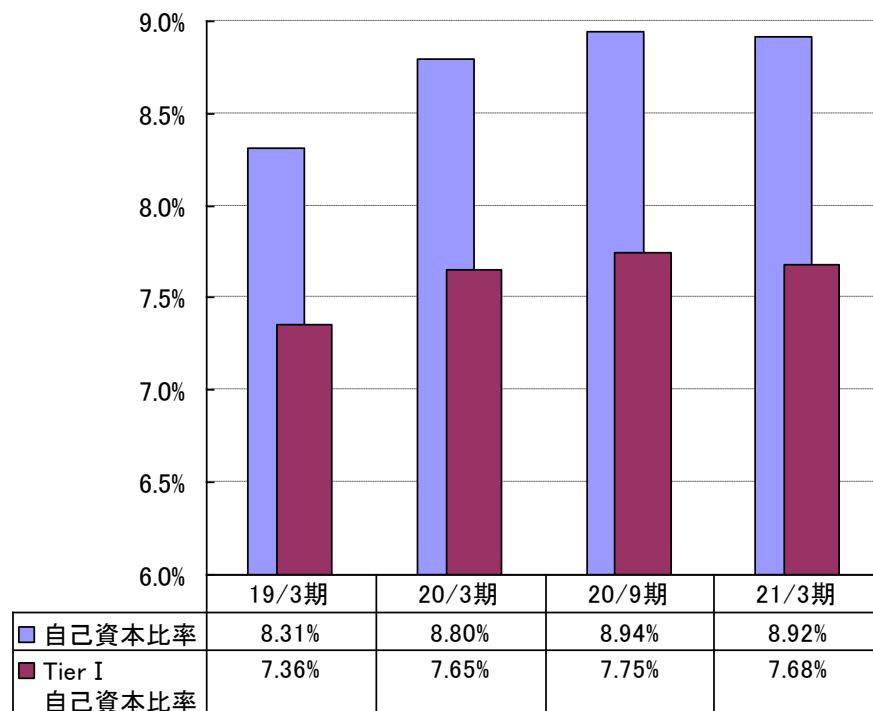
(単位：億円)

	19/3期	20/3期	20/9期	21/3期
自己資本	7,563	7,924	7,925	7,883
中核自己資本(Tier I)	6,701	6,885	6,877	6,786
うち民間保有株(出資金)	1,173	1,173	1,170	1,170
うち政府保有株(出資金)	4,053	4,053	4,053	1,016
うち特別準備金	-	-	-	4,008
うち利益剰余金	1,508	1,693	1,686	661
繰延税金資産	590	684	785	825
繰延税金資産/Tier I	8.81%	9.94%	11.41%	12.15%

○自己資本はTier Iを中心とした構成。

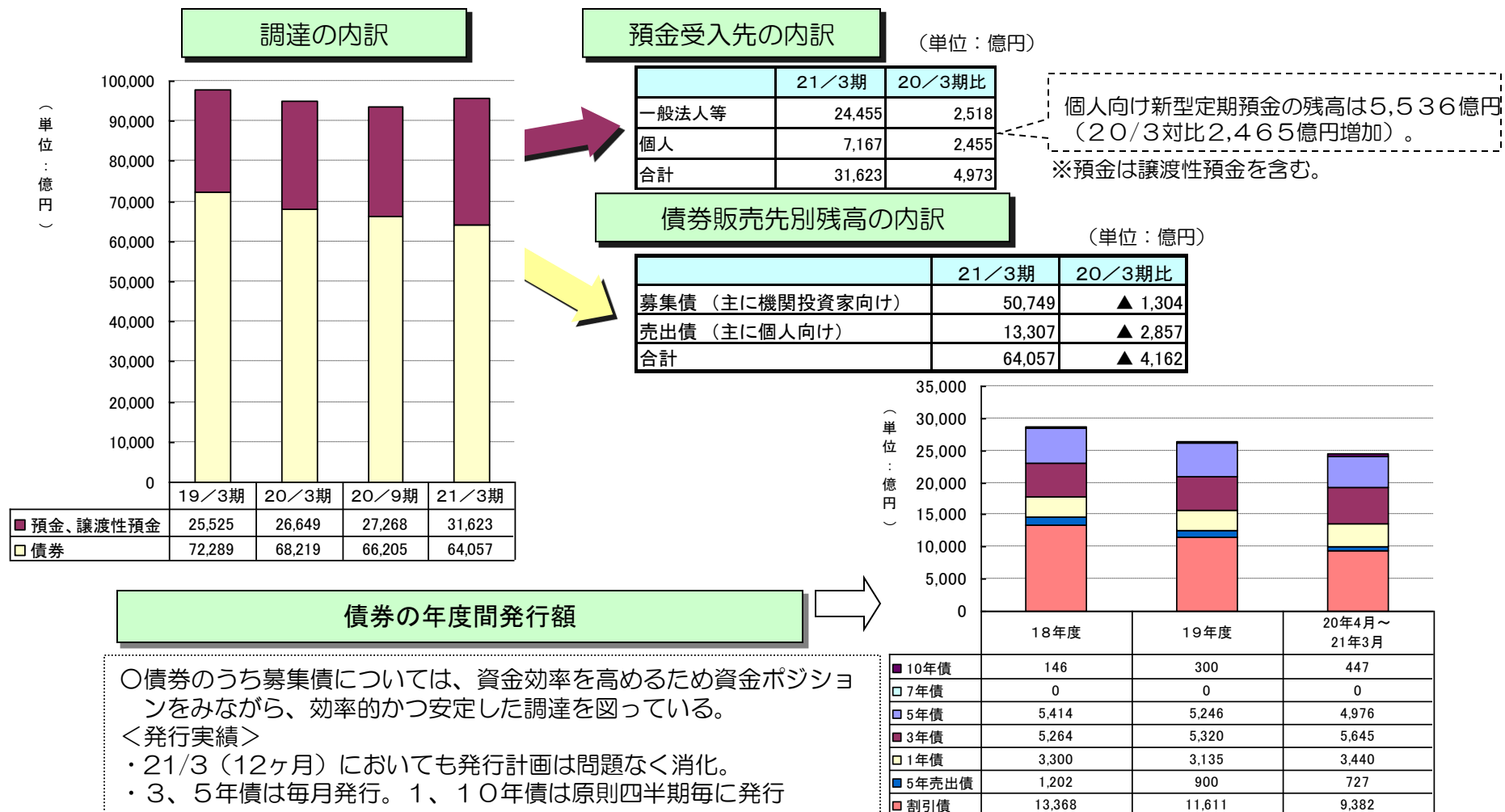
○特別準備金：株式会社転換後、政府出資金から3,037億円、利益剰余金から970億円、合計4,008億円について特別準備金への振替を行っている。

自己資本比率の推移



※商工中金にかかわる自己資本に関する規制においては、金融庁・財務省・経済産業省告示にて従来と同様、自己資本比率8%以上は目標とされている。

資金調達の内訳及び債券発行実績



外部格付けの取得状況

格付けの取得状況
(平成21年5月末現在)

	格付機関	符号
現在の格付 取得状況	R & I	AA- (安定的) (発行体格付)
	ムーディーズ	Aaa (見直し) (長期シニア無担保債格付)
	JCR	AA+ (安定的) (長期優先債務格付)

R&I ニュースリリース (平成21年4月28日)

R&Iは、政投銀、商工中金の信用力評価に当たっては、ともに完全民営化への移行期間にある政府系機関として、現時点での事業基盤・財務基盤の評価に加えて、移行期間中の信用力を確保するための措置の内容と実効性、完全民営化に向けた業務運営・管理態勢の見通しなどを踏まえて、完全民営化後の信用力を見極めながら格付けに織り込んでいくという考え方で臨んでいる。今回の措置は、財務内容の健全性を確保するもので、両機関の信用力を下支えしよう。しかし、完全民営化自体を見直したのではなく、格付けを引き上げる効果はない。

とはいえ、今回の一連の危機対応業務を通じて政投銀、商工中金は重要な役割を果たしており、完全民営化の実現には課題が大きいことも浮き彫りになったと、R&Iはみている。金融危機の際には、通常、民間金融機関の貸し出し余力が低下するため、一般の民間金融機関が日本政策金融公庫の指定金融機関として、危機対応業務を実施するのは容易でない。今回の金融危機が終息してもセーフティーネットの必要性がなくなる訳ではなく、特に大企業向けのセーフティーネットを提供できる機関としては、今のところ日本政策投資銀行しかない状態で、将来、完全民営化が見直されたり、政府の関与を強めたりする可能性も否定できない。R&Iは今後の危機対応業務のあり方などに関する検討の状況などを慎重に見極め格付けに反映させていく。

平成21年度の業務展開

- ・「セーフティネット機能の発揮」、「経営改善支援等取引先の企業価値向上へのサポート強化」を21年度業務展開における最優先課題と位置づけ、取組みを一層強化する。
こうした取組みを通じて、業績の改善を目指す。

業務粗利益の拡大

- 貸出：危機対応業務を主体にセーフティネット機能の発揮に万全を期すことで貸出残高の増加を見込む。
- 貸出利鞘の改善：取引先の企業価値向上につながる取組強化（非金利競争力の強化）。

- 役務収益の拡大：取引先の経営課題に深く入り込み、的確なニーズ対応（ビジネスマッチングや情報提供、コンサルティングなど子会社も含めたグループ総合力も活用）
- 受信取引の強化：個人向け預金の着実な増強に加え、法人を中心とする取引先からの営業性資金の吸収を主体に一層推進。

経費の削減

- 業務効率化の一層の推進（株式会社移行関連費用は解消）

与信費用の削減

- 取引先の経営課題解決に向けたサポートを強化
- 業況変化の予兆を捉え、早め早めの経営改善を促進
- 取引先の事業資産を活用した融資スキームの高度化（ABL、電子債権の活用等）



商工中金の概要

- 正式名称 株式会社 商工組合中央金庫（略称／商工中金） 平成20年10月1日 株式会社化
- 業務開始 昭和11年12月10日
- 根拠法 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）
- 店舗数 102店舗（国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗）
- 職員数 4,247名
- 資本金 2,186億円
- 資金調達 95,680億円（うち、債券64,057億円、預金31,623億円）
- 貸出金 91,612億円

（平成21年3月31日現在）



ご照会先等

- 本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、記載されている意見や予測は株式・債券の募集、売出し、売買などを勧誘するものではありません。
- 本資料には、将来の見通しに関する記述が含まれています。将来の見通しに関する記述については、作成（または別途記載された日付）時点のものであり、その時点で入手可能な情報に基づく前提、計画、期待、判断及び仮定を使用しています。これら将来の見通しに関する記載は、様々なリスクや不確定要因の影響を受けるため、現実の結果が見通しから大きく異なる可能性があります。これらの記述は、本資料のために作成されたものであり、これらを随時更新する義務や方針を商工中金は有しておりません。
- ここに記載されている内容は、商工中金が信頼に足り、かつ正確であると判断した情報に基づき作成していますが、経済環境等の不確実な要因の影響を受けるものであり、商工中金がその正確性・確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容が事前連絡なしに変更されることもあります。

商工中金 経営企画部

牧野	hideyuki-makino@gm.shokochukin.co.jp
君塚	koji-kimiduka@gm.shokochukin.co.jp
電話	03-3246-9983
FAX	03-3242-4650